

目標 4

男女の働く権利の保障と

労働の場における男女平等の推進

雇用の分野において、男女がその能力を十分に発揮する機会及び待遇を確保され、働く権利を保障されることは、男女平等参画社会の実現にとって重要な課題です。

働く女性の割合は年々増加し、2006（平成18）年では、雇用されて働く女性は雇用者総数の約4割を占めています。女性は専ら家事・育児に専念し、男性は仕事をするという固定的な性別役割分担は、現実には崩れてきているといえます。

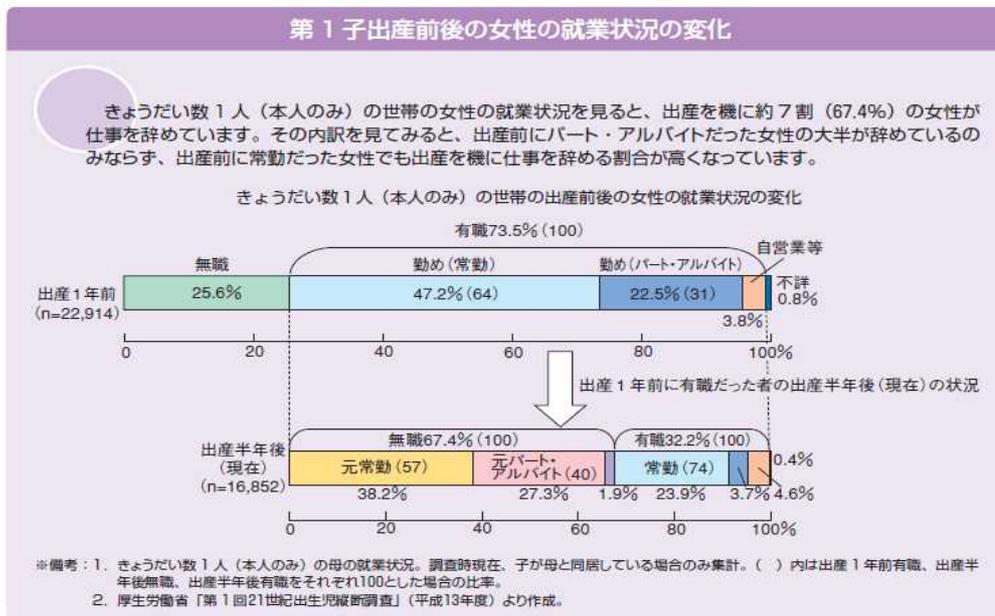
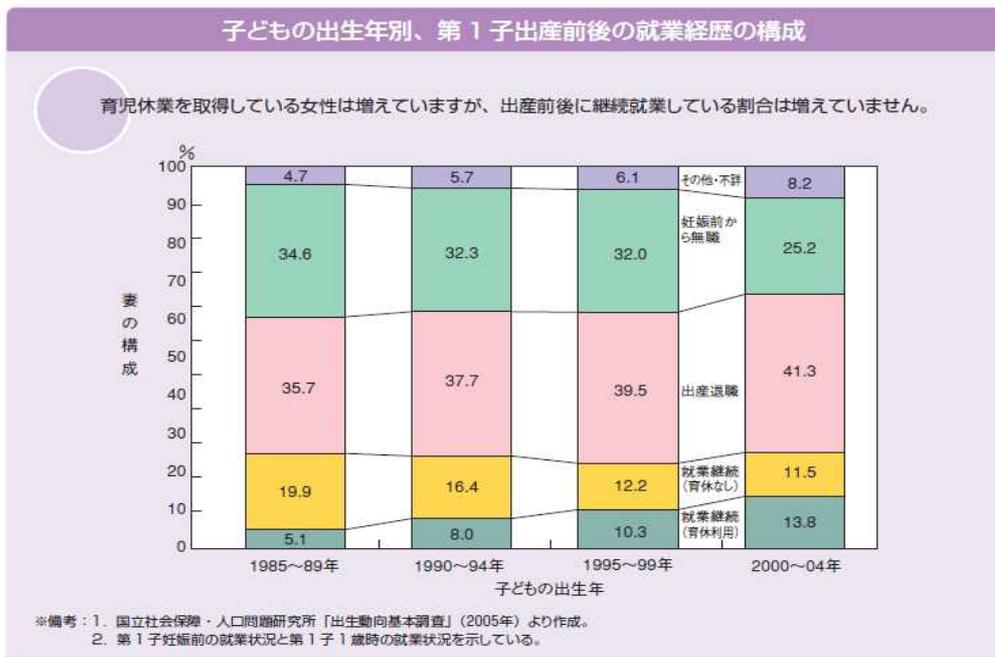
しかし、労働条件についてみると、女性と男性の賃金差は大きく、仕事や昇格・昇進などでも格差がみられます。また、女性の雇用者のうち正規の職員・従業員は半数を下回り、出産・子育て期に就業を中断し、再就職する女性の多くは、賃金・待遇等の労働条件において劣るパート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託等の非正規職員です。

女性が男性と差別されることなくその能力を発揮し、出産や子育てでキャリアを中断することなく働くことができる体制を整備することは、女性の働く権利を保障する重要な要件です。また、女性も男性も、その能力や意欲、ライフステージの変化に応じた多様な働き方が選択でき、適正な処遇・労働条件が保障されることも必要です。

再就職や起業など、女性の多様な就労への支援とその条件整備とともに、男女がともに家庭と仕事を両立させるための、さまざまな取り組みの推進を図ります。

課題 1 多様な就労への支援と条件整備

女性の労働力率は、30歳代を底とするM字カーブを描き、依然として出産・子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。育児・介護等のために退職した女性に対し、自分の能力と意欲をいかして再就職ができるよう支援を進める必要があります。



資料：「男女共同参画社会の実現を目指して」内閣府男女共同参画局 2007.07

【施策】

再就職への支援・情報の提供

事業内容	区分	担当課
女性の再就職を支援するため各種セミナーや研修を開催する。	継続	男女共同参画センター 産業振興課
中高年女性の再雇用について事業者へパンフレット等を配布し啓発を図る。	継続	男女共同参画センター 産業振興課
市及び関係機関に女性の就労の拡大を図る。 ・女性の就労拡大。 ・母子世帯の就労拡大。 ・市職員の女性就労の拡大。	継続	産業振興課 産業振興課 職員課

職業能力の育成と積極的活用の推進

事業内容	区分	担当課
市女性職員の管理監督者への登用拡大と職域の拡大、各分野プロジェクトへの参加促進等職務能力開発に努める。	継続	職員課
資格・技能・技術を得るための講座開催や情報・資料の収集パンフレット等により情報を提供する。	継続	男女共同参画センター 産業振興課 生涯学習スポーツ課

働く女性の割合は年々増加していますが、その多くがパートタイマーやアルバイト、派遣社員などの不安定な雇用環境にあります。

パートタイム労働・派遣労働に対する情報提供

事業内容	区分	担当課
パートタイム労働者の労働条件の明確化や改善のため、事業者や労働者の意識啓発を図るよう関係機関に働きかける。	要請	産業振興課
パートタイム労働者に関する情報や資料収集を行ない、情報を提供する。 ・資料の収集及び情報提供。	継続	秘書広報課 男女共同参画センター
・関係機関における情報の収集及び情報提供。	継続	産業振興課
事業者や労働者に対して、労働者派遣法等の啓発・普及を図るため、関係機関を通じ働きかける。	要請	産業振興課

起業を目指す女性も増え、起業は女性の就業形態のひとつとして期待されています。

女性の起業への支援

事業内容	区分	担当課
起業関係資料の収集及び情報提供を実施する。	継続	男女共同参画センター
女性起業家への融資制度を充実する。	継続	産業振興課
起業支援塾を開催する。	継続	男女共同参画センター
起業家のネットワークづくりを推進する。	継続	男女共同参画センター

自営業・農業など家族経営が行われている分野では、仕事と家事の負担が女性に集中していることが多く見られます。

女性の自営業・農業従事者における労働条件の整備と経営参画の推進

事業内容	区分	担当課
家事・育児等を男女が共同で行うことや、労働条件の向上、生活の合理化等についての啓発を行う。	継続	産業振興課
農業協同組合や商工会などと連携をとり、農業や自営業者の女性の地位向上、生活改善等の講座を実施する。	新規	男女共同参画センター
農業に従事する家庭における家族協定を推進する。	継続	産業振興課

相談窓口の整備

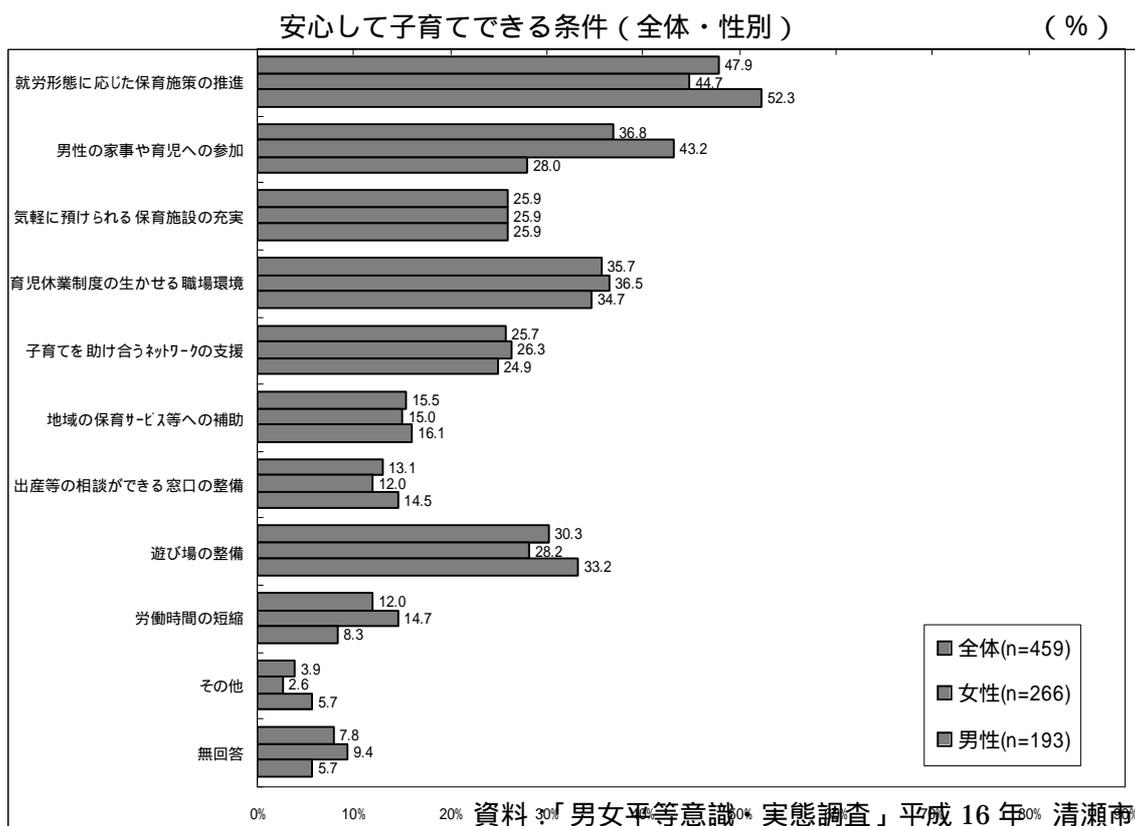
事業内容	区分	担当課
労働条件や職場の人間関係、セクシュアル・ハラスメント等の諸問題、パートタイム労働者のトラブル解決などの相談を充実する。	継続	男女共同参画センター
再就職の希望者に対して、ハローワーク・パートバンクとの連携を密にしながら、就職相談に応じる体制づくりを行う。	継続	男女共同参画センター



課題2 家庭と仕事が両立できるための社会的支援

安心して子どもを産み、女性も男性もともに子育てと仕事の両方ができるよう保育のニーズに応じた対策の充実が重要です。しかし、現実には育児期の男性の長時間労働もあり、育児の負担は母親に偏っています。

市民意識調査では、安心して子どもを産み育てていける社会にするためには、半数近くが「就労形態に応じた保育施設の推進」をあげています。



【施策】

多様な保育ニーズに対しての保育サービスの充実

事業内容	区分	担当課
産休明け保育を充実するために、人的・設備的整備・職員研修の充実を図る。	継続	子育て支援課
育児休業明けをはじめ、年度途中の受入れ枠を広げるため、保育園の定員の弾力的運用が計画的にできるように、また待機児の解消に努める。	継続	子育て支援課
子育てと仕事が両立できるように、各保育園が地域の実情と保護者の実情に合った保育時間の延長を図る。	継続	子育て支援課
障害のある子どもを育てている女性も、社会から孤立することのないよう、障害児保育をさらに充実していく。	継続	子育て支援課
病後児保育体制の充実を図る。	継続	子育て支援課
社会的・私的事由を問わず、一時保育が利用できるように拡充を図る。	継続	子育て支援課
子ども家庭在宅サービスのなかに、ショートステイ、育児支援ヘルパー、ファミリーサポートなど子育て支援の情報提供を充実する。	継続	子ども家庭支援センター

放課後児童対策の充実

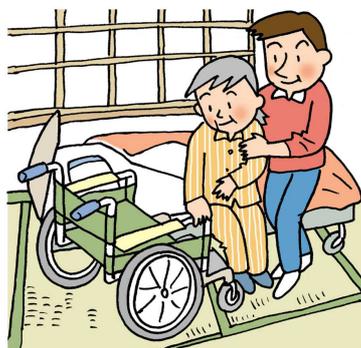
事業内容	区分	担当課
子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのため、学校の空き教室等の既存の社会資源をさらに有効活用し、学童クラブや放課後子ども教室を充実していく。	継続	子育て支援課 児童センター
児童センターや児童館は、子どもたちの遊び場としての機能を充実させるとともに、健全育成の拠点としての事業を展開しながら、地域との連携を図って、協力関係を築き、子育てに不安や悩みをもつ親を支援する。また、地域ネットワーク作りの場として有効に利用されるとともに、多様な活動の拠点となるように内容の充実に努める。	継続	児童センター 子ども家庭支援センター

介護休業制度・育児休業制度の普及促進

事業内容	区分	担当課
男女ともに取得できる育児、介護休業制度の普及促進を関係機関を通じ事業所等に働きかけるとともに、啓発活動を実施する。	継続	秘書広報課 男女共同参画センター

男女が平等に家事・育児・介護等の責任を担う意識の啓発

事業内容	区分	担当課
男女がともに性別役割分担意識を見直し、平等に家事・育児・介護等を分かち合う家庭づくりに向けた意識を啓発する。 1-1-1-1再掲	継続	秘書広報課 男女共同参画センター 子育て支援課
男性が生活面で自立し、家庭責任を男女が平等に担うため、男性を対象とした育児・家事・介護等の講座を開催する。 1-1-1-2、1-3-1-4再掲	継続	男女共同参画センター 生涯学習スポーツ課
乳幼児を保育する保護者の養育知識や技術の向上を目指した、子育て講座・保育講演会を実施する。	継続	健康推進課 子育て支援課



課題3 女性の働く権利の保障と就労条件の整備

【施策】

女性の雇用について事業所・団体等への情報提供・啓発

事業内容	区分	担当課
市女性職員の採用・昇進・昇格の推進に努める。 ・市女性職員の雇用面における男女平等を推進する。	継続	職員課
男女雇用機会均等法、労働基準法等の趣旨を周知徹底するため、その啓発活動を国及び関係機関に強く要望するとともに、パンフレットをはじめ、あらゆる広報媒体を通じ、啓発活動を推進する。 ・男女雇用機会均等法、労働基準法等の趣旨の周知徹底。 ・啓発活動の推進。	継続	男女共同参画センター 産業振興課 秘書広報課
関係法等の普及・啓発のための講座の開催。	継続	男女共同参画センター 産業振興課

清瀬市在住の女性の労働実態の把握

事業内容	区分	担当課
さまざまな統計に基づき、清瀬市における男女別労働実態を把握し情報提供を図る。	新規	男女共同参画センター



目標 5

社会福祉分野の保障

～一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現～

急速に少子・高齢化が進む一方で地域社会の衰退が指摘される等、社会状況が変化するなかで、乳幼児やひとり親家庭、保護を必要とする女性や障害のある人（児）また高齢者まで、市民の一人ひとりが、安心して豊かに暮らすことができるよう地域福祉の充実が求められています。

平成 18 年の「統計きよせ」によると、清瀬市の核家族世帯のうち、6 歳未満の親族のいる世帯数は 2,597 世帯となっています。妻が専ら家事・育児を担い、夫は仕事という家族も多く、身近な相談相手もなく母親がひとりで子育てを担っている状況があります。孤立しがちな家庭での子育てを支援する体制づくりへの取り組みを推進していきます。

また、さまざまな社会的支援が必要な、ひとり親家庭の生活の安定、保護を必要とする女性の自立への支援や障害のある人（児）が地域で暮らしていくための施策にも取り組みます。

高齢化が進み介護が必要な高齢者が増加する一方で、核家族化が進み、これまで介護を支えてきた家族をめぐる状況も変化するなかで、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、介護保険制度ができました。

今後はさらに高齢者人口が増えることが見込まれることから、介護予防体制の確立や介護サービスの充実等、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援体制を整備していきます。

課題 1 地域で子育てを支援する体制づくり

核家族化の進行や地域社会の衰退により、家庭のなかで孤立した子育てに悩む母親も多数います。身近な地域で、子育てを支援する体制を構築していく必要があります。

【施策】

母子保健医療体制の充実

事業内容	区分	担当課
安心して子どもを産み育てることができるように、母子保健サービスを一貫して受けられるようにし、健康センター及び地域の医療関係機関との連携・促進を図る。	継続	健康推進課
病後児保育については緊急サポートネットワーク事業(社会福祉法人東京都社会福祉協議会受託)を充実させる。	継続	子育て支援課

家庭における子育てへの支援

事業内容	区分	担当課
公立保育園・私立保育園における子育てひろば・地域活動等事業の充実。子育て相談事業を充実させる。	継続	子育て支援課
食に関する知識や判断力を身に付けるため、食育を推進する。	継続	男女共同参画センター 産業振興課 健康推進課 子育て支援課 学務課 指導課
地域の子育て家庭支援のために、子育てに関する交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行い、育児不安や孤独感の解消に努める。また「子育てひろば事業」をさらに充実させる。	継続	障害福祉課 健康推進課 子育て支援課 児童センター 子ども家庭支援センター
地域の子育て支援のため、「つどいの広場」を充実させ、子育てアドバイザーを配置し、育児の不安や悩みの相談に応じ、また、育児の講座を開催する。	継続	児童センター 子ども家庭支援センター
子ども家庭支援センターは、子どもと家庭を対象に支援し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ他機関との連携・協働により最善の援助やサービスを提供する。また地域の連携の下に地域で「共に支え合う」環境づくりを進め、子どもと家庭支援のネットワークを推進する。	継続	子ども家庭支援センター

地域における総合的な子育て支援ネットワークの推進

事業内容	区分	担当課
子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援するネットワークの構築を図る。	継続	子ども家庭支援センター
総合ケースマネジメント事業の推進。 子どもと家庭の悩みごとの相談、子ども自身からの相談、電話相談、面接相談等、18歳未満の子どもと家庭のあらゆる相談を受け付け、相談の内容に応じて、専門機関との連携および支援する。	新規	子ども家庭支援センター
子ども家庭在宅サービスの充実。 ショートステイ事業、一時保育事業、育児支援ヘルパー事業、ファミリーサポート事業等地域のニーズに応じた子育てに関する支援を充実させる。	新規	子ども家庭支援センター
地域組織化事業の充実。 地域活動室利用の子育てグループの全体交流会の実施、情報交換・交流等グループ活動の支援、また清瀬市内の子育てひろば、NPO法人のひろば事業をまとめて、子育てひろば関係者連絡会の開催、他グループとの交流、情報交換等を実施する。	新規	子ども家庭支援センター
要支援家庭サポート事業の充実。 虐待家庭に対する見守りサポート事業、虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問事業、産褥期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の援助のため育児支援ヘルパー事業を実施する。	新規	子ども家庭支援センター
在宅サービス基盤整備事業の充実。 養育家庭、養育協力家庭の担い手を増やすため、年1回養育体験発表会を実施し、市民に養育家庭の必要性の理解を図る。	新規	子ども家庭支援センター
相談内容に応じて児童相談所や保健所等と連携し、サービス調整をして個々のプログラムを作成し実施する。	継続	子ども家庭支援センター
子育てグループの育成と地域のグループ等を支援する。	継続	子ども家庭支援センター
相談の結果の分析やアンケート調査等による、地域の福祉ニーズのための調査研究を行う。	継続	子ども家庭支援センター

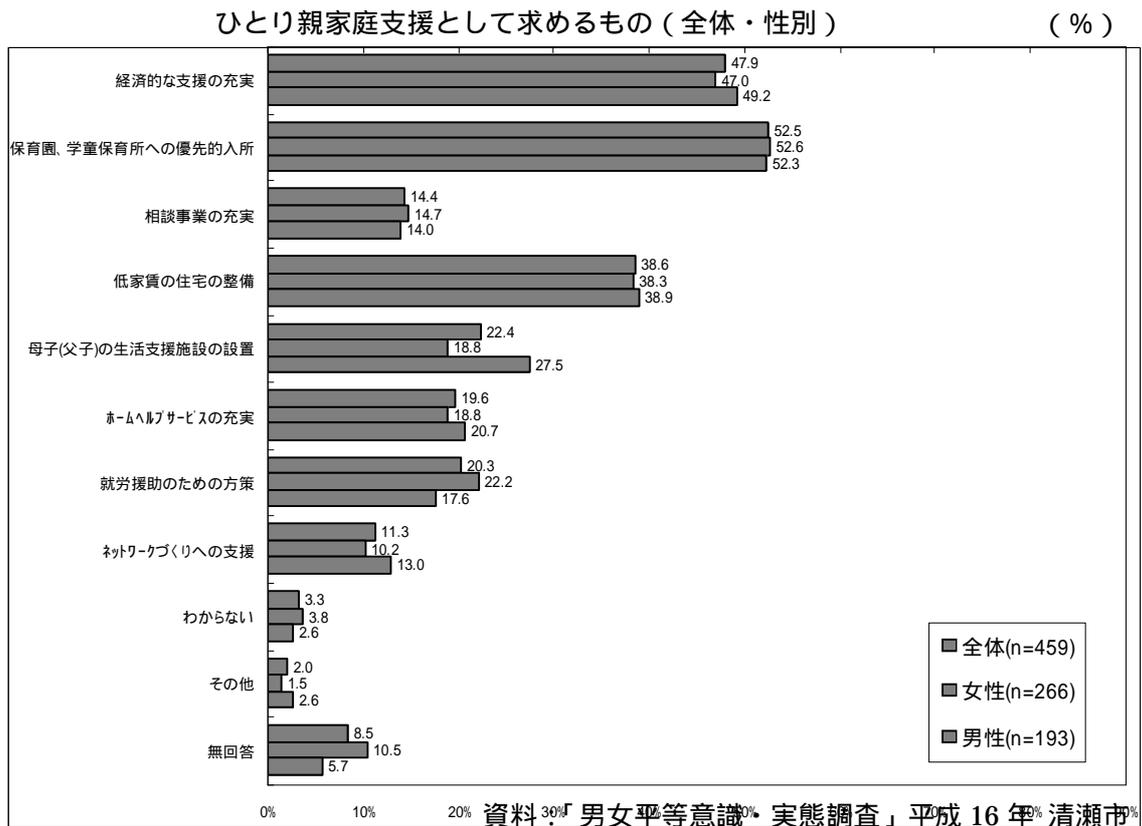
子育てを支援する社会機運の醸成

事業内容	区分	担当課
子育てを地域で支援するための情報提供・講座を開催する。	継続	男女共同参画センター
子育て支援団体に対する会場を提供する。	継続	男女共同参画センター

課題2 ひとり親家庭の生活の安定

ひとり親家庭や保護を必要とする女性へのニーズに応じた支援を充実する必要があります。

市民意識調査では、ひとり親（母子・父子）家庭支援について、経済的支援、優先的な保育園・学童クラブの入所が望まれています。



【施策】

在宅サービスの充実

事業内容	区分	担当課
一時保育の実施。 ひとり親の疾病等により一時的に家庭での保育が困難になった児童に、一定期間保育園における一時保育を実施する。	継続	子育て支援課
保護者の病気・入院・出産・家族の看護・事故・引越し・冠婚葬祭 その他、育児の手が足りないとき利用できるような内容を充実する。	継続	子ども家庭支援センター

就労支援・自立へ向けての支援

事業内容	区分	担当課
就労支援と雇用の促進。 母子世帯の経済的自立を図るため、新たな技能修得にかかる経費の助成を行うとともに、市内事業所等との連携により雇用の促進を図る。	継続	生活福祉課
各種手当・貸付金等の充実。 児童育成手当・児童扶養手当・母子福祉資金・医療費助成等の引き上げや制度の見直しを国や都へ要請する。	要請	生活福祉課 子育て支援課

住宅支援

事業内容	区分	担当課
ひとり親家庭に対する住宅支援。 住宅に困窮しているひとり親家庭に対して、公営の住宅入居の優先枠を広げ優遇措置を図るよう都へ要請する。	要請	生活福祉課
広域設置の母子生活支援施設の新設を都へ要請する。	要請	生活福祉課

地域相談支援体制の整備

事業内容	区分	担当課
ネットワークづくり。 ひとり親家庭の生活全般にわたる相談体制及び関係機関との連携を図る。	継続	生活福祉課

課題3 保護を必要とする女性の自立への支援

【施策】

保護施設等の整備

事業内容	区分	担当課
婦人保護施設の整備と充実を都へ要請する。	要請	生活福祉課
女性相談センターの一時保護の拡充を都へ要請する。	要請	生活福祉課
母子生活支援施設の緊急一時保護の拡充を都へ要請する。	要請	生活福祉課
女性のためのシェルター（民間一時宿泊所）への助成を推進する。	継続	男女共同参画センター
要保護女子自立促進事業の充実。	継続	生活福祉課

自立へ向けての支援

事業内容	区分	担当課
母子家庭自立支援事業の充実を図る。	新規	生活福祉課
就労等経済的自立のための情報提供と自立支援講座を開催する。	継続	男女共同参画センター

相談支援の充実

事業内容	区分	担当課
地域で保護を必要とする女性の発見やその指導を行う母子自立支援員（婦人相談員）の充実や関係機関との連携を図る。	継続	生活福祉課
東京都女性相談センター等の充実を都へ要請する。	要請	生活福祉課
相談・カウンセリングを充実させる。	継続	男女共同参画センター

課題4 障害のある人（児）の自立への支援

障害のある人（児）が地域で安心して生活できるよう、介護者への支援も含めた施策を進める必要があります。

【施策】

障害のある人（児）の実態把握と当事者主体の施策の強化

事業内容	区分	担当課
福祉総合計画策定にともなう調査を実施する。	継続	障害福祉課
相談支援事業を充実させる。	継続	健康推進課 障害福祉課
障害者福祉サービスを充実させる。	継続	障害福祉課
特別支援教育を推進する。	新規	学務課 指導課

障害のある人（児）の権利の擁護と差別の解消

事業内容	区分	担当課
権利擁護センター「あいねっと」を充実させる。	継続	障害福祉課
障害者週間等における啓発活動を充実させる。	継続	障害福祉課
人権教育推進委員会を充実する。	継続	指導課

地域で生活できるための介護者支援の強化

事業内容	区分	担当課
地域活動支援センター事業を充実させる。	継続	障害福祉課
在宅福祉サービスを充実させる。	継続	障害福祉課

地域での生活の場の確保

事業内容	区分	担当課
利用条件の緩和を含めた公営住宅等の整備。	継続	建設課
障害者グループホーム、ケアホームを充実させる。	継続	障害福祉課

労働、学習、レクリエーションの場の確保

事業内容	区分	担当課
障害者就労支援センターを充実させる。	継続	障害福祉課
社会教育の場の充実と学校教育との連携。	継続	指導課
スポーツ交流会を充実させる。	継続	生涯学習スポーツ課 障害福祉課
ボランティア等の人材育成や活動を支援する。	継続	障害福祉課

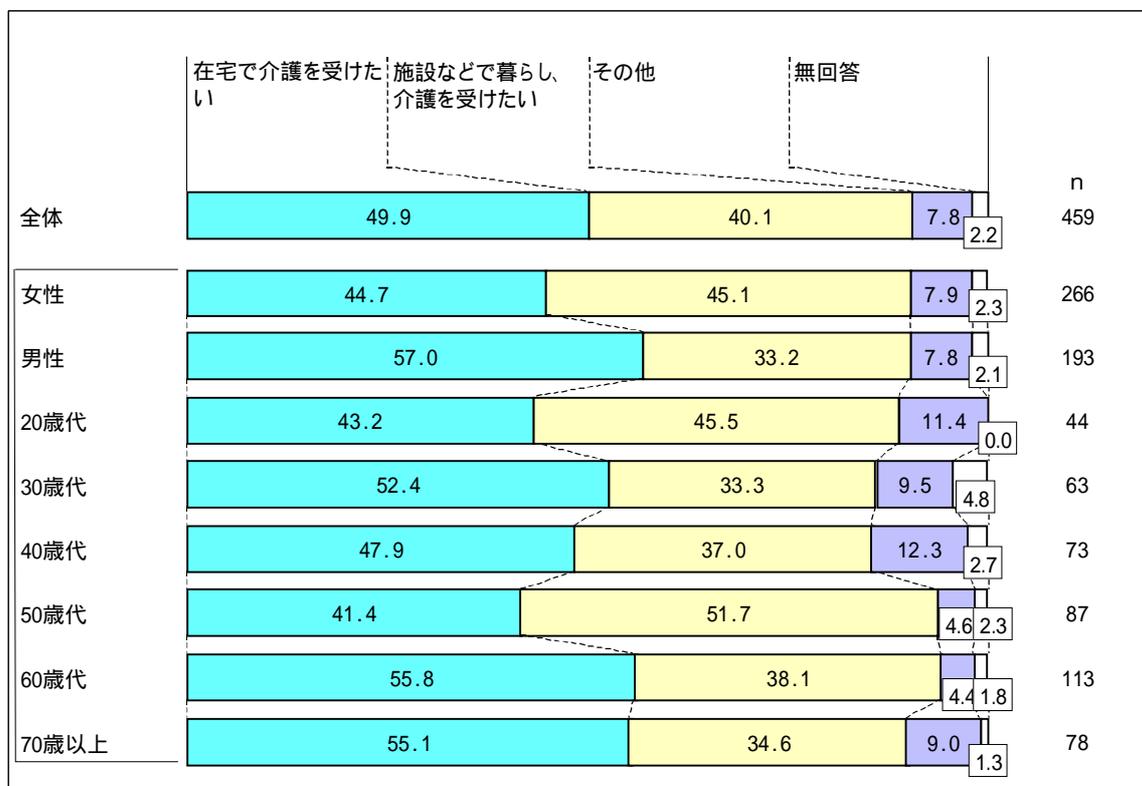
課題5 高齢社会に対応した支援システムづくり

平成17年国勢調査によると、日本の高齢化率（65歳以上人口割合）は、20.8%で5人に1人が高齢者です。うち高齢者人口の6割近くを女性が占め、85歳以上では72.3%が女性です。

介護を要する高齢者に対して、いっそう介護サービスを充実する必要があります。

市民意識調査では、高齢期に介護が必要になった場合、在宅で介護を受けたい人が多く、男性の方が在宅介護を希望する割合が高くなっています。

自分の老後について（全体・性別・年代別）（％）



資料：「男女平等意識・実態調査」平成16年 清瀬市

【施策】

健康づくり・介護予防・介護サービスの充実

事業内容	区分	担当課
健康大学、各種介護予防教室の開催、地域健康づくり活動を支援する。	継続	健康推進課
元気高齢者回復事業、家族介護者教室等を推進する。	継続	地域福祉課
介護保険制度の適正運営を図る。	継続	高齢支援課

高齢者の地域での助け合いの促進と社会参画の機会の提供

事業内容	区分	担当課
民生・児童委員活動を支援し、災害時要援護高齢者を支援する。	継続	地域福祉課
声かけ・見守り等のふれあい協力員活動支援、認知症高齢者サポーターを養成する。	継続	地域福祉課
老人クラブの育成支援、ボランティアセンター、シルバー人材センターを支援する。	継続	高齢支援課

相談支援と保健・福祉・医療の連携

事業内容	区分	担当課
地域包括支援センターの充実、成年後見制度等権利擁護を推進する。	継続	地域福祉課
「高齢者等の健康づくり・介護予防推進委員会」等による保健・福祉・医療の連携を促進する。	継続	地域福祉課 高齢支援課 健康推進課

目標 6

あらゆる分野への男女平等参画の推進

条例にはその基本理念のひとつとして、「女性と男性が社会の対等な構成員として、さまざまな領域における活動の方針及び決定の過程で共同参画する機会が確保されること」があげられています。男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化を図ることによって、それぞれの新たな発展が期待されます。しかし、政策・方針決定過程への参画や就業の分野での女性の参画状況は国際的にみても未だ低いのが現状です。公的部門での政策・方針決定への男女平等参画や、新たな分野として地域おこし・まちづくり・環境・防災への女性の参画、事業所・団体・地域における方針決定への男女平等参画の推進が必要です。また、国際化に対応した支援として、国際交流・協力の推進と国際社会における男女共同参画の推進に関する情報収集・提供も求められています。

課題 1 公的部門での政策・方針決定過程への男女平等参画

社会の構成員の意思を公正に反映できる男女平等参画社会の実現のためには、女性と男性が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その分野の方針・施策に男女双方の視点を盛り込むことが重要です。しかし、現状では、女性の参画が十分に果たされているとはいえません。

各分野における指導的地位に女性が占める割合（抜粋）

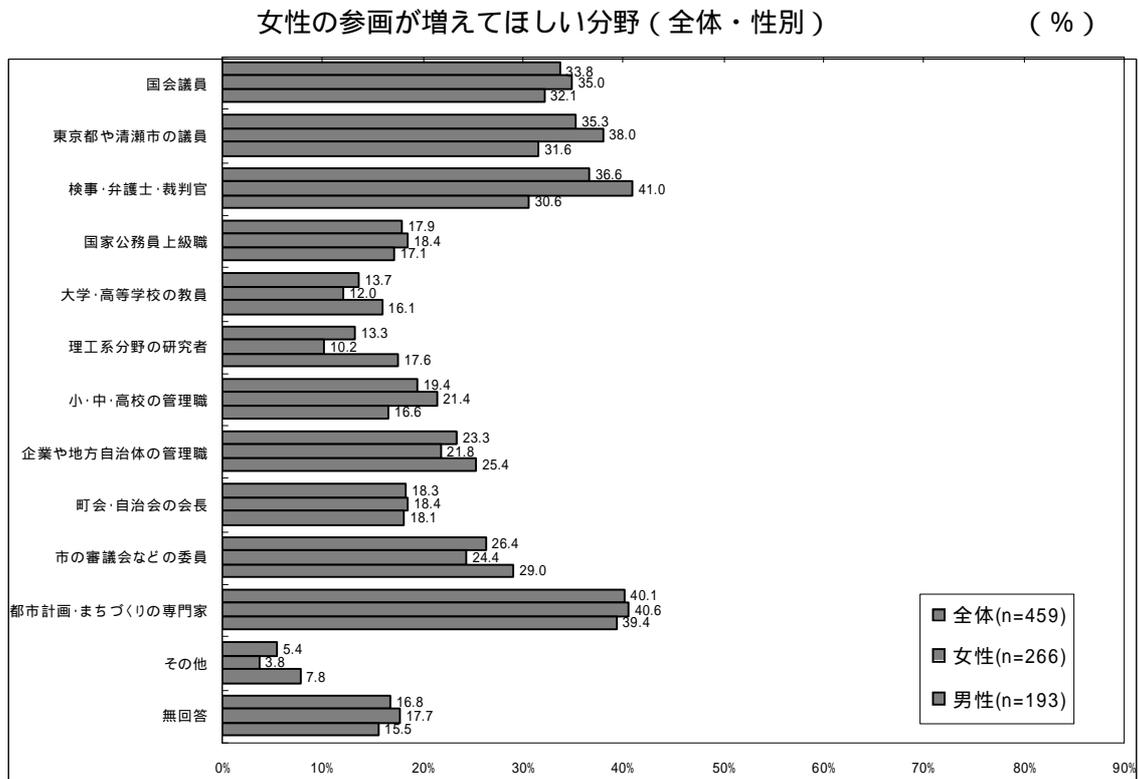


資料：「男女共同参画白書画」平成 19 年版 内閣府

平成 19 年度の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(内閣府男女共同参画局)によれば、清瀬市における女性の登用状況は、早期に 30%の目標値を設定した審議会において、委員総数 300 人のうち女性委員 83 人で女性比率 27.7%、委員会では委員総数 28 人のうち女性委員は 3 人で 10.7%となっています。

また、管理職の在職状況では、管理者総数 45 人のうち女性は 4 人で女性比率 8.9%、一般行政職の管理者総数は 43 人うち女性は 3 人で女性比率 7.0%となっています。

市民意識調査において、今後女性の参画が増えてほしい分野として、全体では、「都市計画・まちづくりの専門家」、「検事・弁護士・裁判官」、「東京都や清瀬市の議員」、「国会議員」が多くあげられています。



資料：「男女平等意識・実態調査」平成 16 年 清瀬市

【施策】

政策・方針決定過程への女性の積極的な登用

事業内容	区分	担当課
管理監督者への女性を積極的に登用し、男女双方の視点がバランスよく施策に反映されるよう努める。 7-2-3-1再掲	継続	職員課

審議会・委員会等への女性の参画推進

事業内容	区分	担当課
委員等の男女比率を考慮し、女性委員は委員定数の3割以上となるよう積極的に選任に努める。	継続	関係各課
委員の選定が職務指定であったり、ポストや肩書優先の資格要件など、選定要件の見直しを検討する。	継続	関係各課
原則として委員会等には公募枠を設け、より幅広い分野からとりわけ女性の参画を促していく。	継続	関係各課

教育・訓練・研修等の機会への男女平等の徹底

事業内容	区分	担当課
市女性職員の採用・昇進や教育・訓練・研修等において、男女平等の徹底を図る。	継続	職員課

行政への市民の参画機会の場・体制づくり

事業内容	区分	担当課
市政への意見反映の場として、また継続的に調査を実施することで社会情勢や市民意識の変化を的確に把握し、市政に反映していくため「市政世論調査」を実施する。	継続	秘書広報課

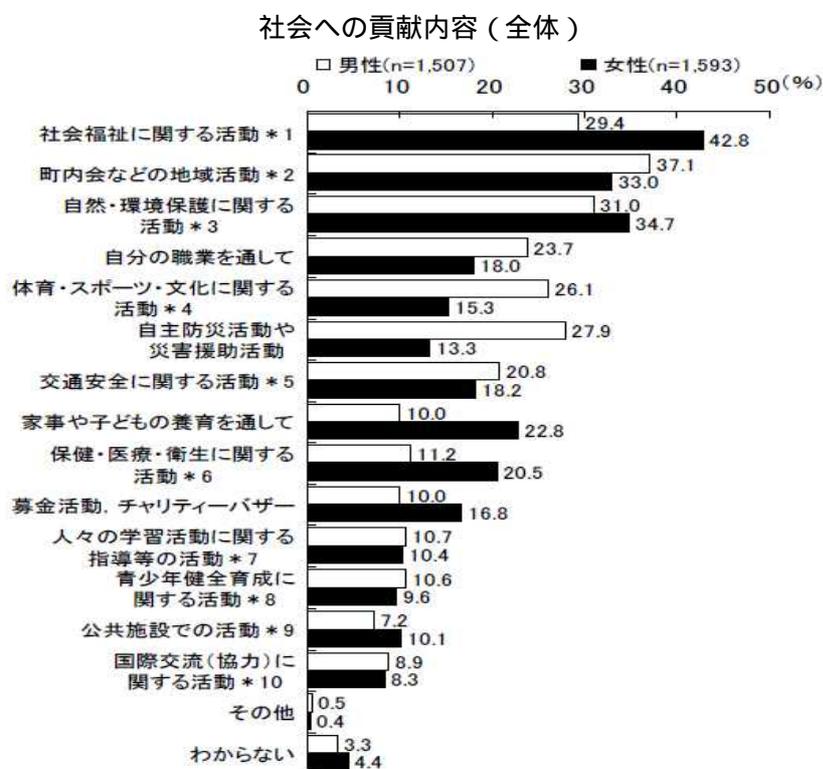
各施策の男女共同参画の推進と現状についての男女別調査・統計の実施

事業内容	区分	担当課
各施策の男女共同参画の推進と現状についての男女別調査・統計を実施する。	新規	関係各課
男女平等参画社会の形成に必要な調査、研究および資料提供を行うものとし、市が実施する調査統計は原則として男女別統計を行う。	新規	関係各課

課題2 地域おこし・まちづくり・環境・防災等への男女平等参画の推進

地域おこし・まちづくり・環境・防災等、従来女性が少なかった新たな分野に女性を積極的に登用し、男女がともに生活しやすい地域社会をつくっていくこと、そのためのさまざまな支援策を推進することが必要です。

「何か世の中の役に立ちたいと思っている」人のうち、女性は「社会福祉に関する活動」が42.8%と最も多く、男性は「町内会などの地域活動」が37.1%と最も多くなっています。



- *1：老人や障害者などに対する介護、身の回りの世話、給食、保育など
- *2：お祝い事や不幸などの手伝い、町内会や自治会などの役員、防犯や防火活動など
- *3：環境美化、リサイクル活動、牛乳パックの回収など
- *4：スポーツ・レクリエーション始動、祭り、学校でのクラブ活動における指導など
- *5：子どもの登下校時の安全監視など
- *6：病院ボランティアなど
- *7：料理、英語、書道など
- *8：ボーイスカウト・ガールスカウト活動、子ども会など
- *9：公民館における託児、博物館の展示説明員など
- *10：通訳、難民救助、技術援助、留学生援助など

注：社会への貢献意識を尋ね、「何か社会のために役立ちたいと思っている」と答えた者による複数回答。

資料：「社会意識に関する世論調査」平成18年2月 内閣府

【施策】

地域おこし・まちづくり・環境・防災等に関する政策・方針決定過程への女性の参画の推進

事業内容	区分	担当課
地域おこしのひとつとして小学校区を単位としたコミュニティの再生に取り組むなかで、女性の参画推進を啓発する。	継続	企画課
防災に関し、女性の視点からの意見を取り入れるため清瀬市防災会議に女性委員の参画を積極的に推進する。	継続	防災安全課
商工会や商店街の行う地域おこしのイベント等への女性の参画を推進するよう関係団体へ要請する。	要請	産業振興課
「環境フェア」の企画・立案・運営に女性委員の参画の推進を行っていく。	新規	環境課

ボランティア活動への支援

事業内容	区分	担当課
ボランティア活動の現状を把握し、ボランティアに関する情報提供を行う。	継続	企画課
市民のボランティア活動について、女性の参画推進の視点からボランティア活動団体や個人に対し所要の啓発・支援を行う。	継続	企画課
身近な地域活動に男女が平等に参画する意識啓発を行う。	新規	男女共同参画センター



課題3 事業所・団体・地域における方針決定過程への男女平等参画

【施策】

事業所・団体・地域等における女性の参画・役員への登用への啓発・推進

事業内容	区分	担当課
女性の能力が十分に発揮できるよう研修等を充実させ、事業所・関係団体等での女性管理職の登用を働きかけていく。	継続	職員課 男女共同参画センター
自治会等の役員への女性の就任を推進するために所要の啓発・PRを行う。	継続	企画課

男性の地域活動・PTA活動への参画促進

事業内容	区分	担当課
男性の職場中心のライフスタイルを見直し、地域活動への参加を促進する。	継続	企画課 職員課
団塊世代の男性の地域活動への参加を促進するため、所要の啓発・PRを行う。	継続	企画課

男女の積極的な地域活動への啓発・情報提供・研修の実施及び場の提供

事業内容	区分	担当課
市民が地域活動に積極的に参加するための情報の収集と提供を行うとともに研修・学習の場を提供する。	継続	企画課



課題 4 国際社会への協力と参画 ～ 国際化の進展に対応した支援～

国際化の進展により今後も増加する外国人が、安心して暮らすための多様な支援が必要です。

【施策】

外国人が暮らしやすい生活支援

事業内容	区分	担当課
外国人向けに、ごみの取扱い、保健衛生等の市民として暮らしやすい生活のための手引・案内書を外国語で作成し配布する。併せて広報紙やホームページ、パンフレット等でPR活動を行う。	継続	環境課

外国人に対する交流の機会と場の提供および支援団体の育成

事業内容	区分	担当課
市内在住の外国人との交流の機会と場を提供するとともに、民間交流団体の育成とネットワーク化を推進し、その活動の支援をする。	継続	企画課
日本と外国の文化や生活習慣について相互理解を深めるため国際理解講座等の学習機会の拡充を図る。	継続	企画課 生涯学習スポーツ課

外国人に対する地域ボランティアの養成とネットワークづくり

事業内容	区分	担当課
外国人の日常生活をサポートするためのボランティアの育成とネットワーク化を図る。	継続	企画課
外国人の日常生活のサポートを地域コミュニティ構築のなかに位置づけていくため、所要の啓発・PRを行う。	継続	企画課

市内居住の外国人の実態把握

事業内容	区分	担当課
市内居住の外国人登録者の実態を把握する。	継続	市民課

国際社会における男女共同参画の推進に関する情報の収集と提供

事業内容	区分	担当課
国立女性教育会館および東京ウィメンズプラザ等の情報収集・発信機能を活用し、海外の男女平等施策・国際会議・国際協力活動等の新しい情報を収集し提供する。	継続	男女共同参画センター

目標 7

プランの総合的・効果的な推進

男女平等参画社会を実現するためには、その推進を主な目的とする事業だけでなく、関連する事業も重要な役割を果たしています。プランの7つの目標に向けたさまざまな分野にわたる取り組みを効果的に推進するには、多様な事業を、男女平等参画の視点で整合性を持ち総合的に推進する体制を充実することが必要です。今回、プランの総合的・効果的な推進を目標として新たに加えました。条例においても必要な推進体制の整備として、「市は、推進プランの実施に関し、調整、進行管理、評価及び公表を行うため、必要な体制を整備するものとする」としています。

推進体制の整備、充実を図るとともに、市庁舎内の男女平等の推進、NPO・ボランティア活動等との連携強化、また、施策事業の定期的な点検・調整に対する取り組みを推進します。

課題 1 推進体制の整備、充実

計画の総合的な推進のためには、男女平等参画を進める部署が中心となり、その理念をいかした施策が市政の様々な分野で具体的に実施されることが重要です。関連施策全体を男女平等参画の視点で見直し、整合性のある取り組みを推進します。

【施策】

男女共同参画センターによる総合的な連携の強化

事業内容	区分	担当課
庁内の推進体制を充実し全庁的に連携調整を図る。	継続	男女共同参画センター
計画進捗状況調査を定期的実施する。	継続	男女共同参画センター
各関係機関、団体との連携を強化する。	継続	男女共同参画センター

男女共同参画センター事業の一層の充実

事業内容	区分	担当課
男女平等参画推進のための活動拠点として、情報の提供、発信、学習の機会、場の提供、交流の推進、相談の充実等を図り、更なる周知・PRに努める。	継続	男女共同参画センター

課題 2 市職員の男女平等の推進

市のすべての職員が男女平等の視点をもって仕事ができるよう、職員を対象とした啓発の推進に取り組みます。

平成 19 年度の市の常勤職員の内訳では、総数の約 48%を女性が占めています。今後は積極的に多様な分野への登用と、意欲と能力のある女性職員が活躍できる職場づくりを行い、男女の平等な参画の推進を図ります。

男性職員の育児・介護休業取得を進めるとともに、男女双方の職員に向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発を推進します。

【施策】

職員の男女平等に対する理解徹底

事業内容	区分	担当課
市で発行する冊子やパンフレット等について、男女平等の視点から定期的に点検し各課へ是正を働きかける。	継続	男女共同参画センター
職員一人ひとりの男女平等意識の徹底を図るため、内部研修を充実する。	継続	職員課

女性職員の職域拡大とネットワークづくりの推進

事業内容	区分	担当課
女性職員の登用を積極的に行い、職域拡大を図るとともに、職員同士のネットワークづくりの推進を図る。	継続	職員課
女性職員を対象に就業実態等に伴うアンケートの実施を検討する。	新規	男女共同参画センター
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を推進する。 7-2-4-2再掲	新規	男女共同参画センター

管理的な立場への女性職員登用の促進

事業内容	区分	担当課
男女双方の視点がバランス良く施策に反映されるよう、女性職員の管理的な立場への登用促進に努める。 6-1-1-1再掲	継続	職員課

男性職員の育児・介護休業取得の促進

事業内容	区分	担当課
パンフレット等を作成し、取得の促進に努める。	継続	職員課
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を推進する。 7-2-2-3再掲	継続	男女共同参画センター

課題3 NPO・ボランティア活動等との連携強化

東京都の資料によると、平成19年1月現在、清瀬市でのNPO法人は19団体、うち保健・医療・福祉関係が14団体と多く、社会教育、まちづくりと続いています。NPO・ボランティア活動等、市民活動団体との連携を図り、地域での男女平等を推進します。

【施策】

地域のNPO、ボランティア等との連携の強化

事業内容	区分	担当課
地域社会における男女平等参画推進を図るため、市民活動データベースの活用を図りながら各分野の市民活動団体の交流を推進し、連携した市民活動を実現する。	継続	企画課



課題 4 施策事業の定期的な点検・調整

男女平等推進プランに基づいた事業の実施状況について調査するとともに、市民の意識調査を行い、効果的な男女平等施策の展開を図る。

【施策】

市の各施策の男女平等参画についての意識・実態調査、調査研究、点検の実施

事業内容	区分	担当課
男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するためプランの実施状況について調査し公表する。	新規	男女共同参画センター
男女平等施策を効果的に進めるための基礎資料とするため、男女平等参画社会の形成状況と市民ニーズの把握に努め、定期的に市民意識・実態調査を行う。	継続	男女共同参画センター